D_{15} ＝ 0.000
D_{16} ＝ 0.030
D_{17} ＝ 0.027
D_{18} ＝ 0.027
D_{19} ＝ 0.026
D_{20} ＝ 0.02634
D_{21} ＝ 0.02799
D_{22} ＝ 0.02803
D_{23} ＝ 0.02816
D_{24} ＝ 0.02865
D_{25} ＝ 0.02937
D_{26} ＝ 0.028
D_{27} ＝ 0.027
D_{28} ＝ 0.0271
D_{29} ＝ 0.0271
D_{30} ＝ 0.02729
$D_{令元}$＝ 0.02136
$D_{令2}$＝ 0.02151
$D_{令3}$＝ 0.00144
$D_{令4}$＝ 0.00345
$D_{令5}$＝ 0.00475

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）（当該率が 1.000 に満たないときは 1.000 とし、1.400 を超えるときは 1.400 とする。）

算式

（a ／ b × 100）× 0.125 ＋ 0.875

a ／ b に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

a　符号 B の額に 2 を乗じて得た数

b　地方財政法施行令第 13 条の規定によつて算定した当該地方団体の前年度における標準財政規模

算式ＸＩ

$$\frac{\sum_{n=17}^{22}(B_n \times C_n)}{553\text{円} \times A}$$

D_{15} ＝ 0.030
D_{16} ＝ 0.030
D_{17} ＝ 0.027
D_{18} ＝ 0.027
D_{19} ＝ 0.026
D_{20} ＝ 0.02640
D_{21} ＝ 0.02802
D_{22} ＝ 0.02807
D_{23} ＝ 0.02821
D_{24} ＝ 0.02878
D_{25} ＝ 0.029
D_{26} ＝ 0.029
D_{27} ＝ 0.028
D_{28} ＝ 0.0271
D_{29} ＝ 0.0272
D_{30} ＝ 0.02165
$D_{令元}$＝ 0.02139
$D_{令2}$＝ 0.00107
$D_{令3}$＝ 0.00144
$D_{令4}$＝ 0.00345

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）（当該率が 1.000 に満たないときは 1.000 とし、1.400 を超えるときは 1.400 とする。）

算式

（a ／ b × 100）× 0.125 ＋ 0.875

a ／ b に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

a　符号 B の額に 2 を乗じて得た数

b　地方財政法施行令第 13 条の規定によつて算定した当該地方団体の前年度における標準財政規模

算式ＸＩ

$$\frac{\sum_{n=17}^{22}(B_n \times C_n)}{543\text{円} \times A}$$